

水田園芸・有機農業地域研修事業

1 目的

水田園芸や有機農業の産地づくりと担い手づくりを一体的に推進していくため、自営就農を目指す者が、農林大学校から離れた地域でも受講可能なリモート講義を含む座学と、就農予定地でも受けられる現地実習を組み合わせた体系で構築する研修事業を創設し、水田園芸、有機農業に取り組む認定新規就農者の確保を促進する。

2 事業実施主体

市町村、地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会（県、受入経営体と担い手育成協定を締結）

3 研修対象者の要件

- (1) 水田園芸（ミニトマト、アスパラガス）又は有機農業（水稻、野菜）に取り組もうとする就農希望者。
- (2) 研修期間が原則2年以内かつ研修時間が概ね年間1,200時間以上の研修を行う者（研修期間のうち1年間は農林大短期養成コースの学生となる者）。
- (3) 研修終了後1年以内に農業経営を開始する者。
- (4) 農業経営開始後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者となる者。
- (5) 農業経営開始後1年以内に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得する者。
- (6) 傷害保険に加入する者。
- (7) 関係機関による指導・助言を積極的に受け入れる者。

4 研修対象者のメリット

- (1) 地域にいながら農林大のリモート講義をオンライン又は録画媒体（貸出DVD）により受講可。
※対象外講義あり、オンラインは農林大の学生のみ
- (2) 録画された講義は、研修中のみならず就農後の経営が確立するまで、農林大又は市町村等からの貸出DVDにより視聴可。
- (3) サポートチーム（県、市町村、JA等）により就農後の経営確立まで伴走支援。

5 事務フロー

